

【新設】(ノウハウの頭金等の帰属の時期)

2-1-30 の 3 ノウハウの設定契約に際して支払（返金が不要な支払を除く。以下2-1-30の3において同じ。）を受ける一時金又は頭金に係る収益の額は、2-1-21の2及び2-1-21の3にかかわらず、当該ノウハウの開示を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、2-1-1の6本文の取扱いを適用する場合には、その開示をした都度これに見合って支払を受けるべき金額をその開示をした日の属する事業年度の益金の額に算入する。

① 2-1-1の6①の取扱いを適用する場合には、その一時金又は頭金の支払を受けるべき金額が確定する都度その確定した金額をその確定した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

2 2-1-1の6②の取扱いを適用する場合には、ノウハウの設定契約の締結に先立って、相手方に契約締結の選択権を付与するために支払を受けるいわゆるオプション料の額については、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。

【解説】

- 1 本通達は、ノウハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金に係る収益の額は、原則として当該ノウハウの開示を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入するが、例外的にノウハウの開示が分割して行われ、それに見合って一時金又は頭金の支払が分割して行われる場合にはこれに応じて収益を計上することも認める旧通達2-1-17《ノウハウの頭金等の帰属の時期》の取扱いについて平成30年度税制改正後も同様となる旨を明らかにするものである。
- 2 会計上、ノウハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金に係る収益の計上時期について一般的な定めは設けられておらず、伝統的な実現主義の考え方に従って収益計上することが一般的であったものと考えられる。また、収益認識基準は、企業は約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、収益を認識することとされている（収益認識基準35）。
- 3 法人税においては、旧通達2-1-17において、ノウハウの設定は、その性質上、相手方にノウハウの内容を開示した上でその利用を許諾するという経過になるので、その設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の額は、ノウハウの開示を完了した時点で収入すべきことが確定することになるから、その開示完了日の属する事業年度の収益として処理すべきこととしていた。ただし、ノウハウの開示が2回以上にわたって分割して行われ、しかもその一時金又は頭金の支払がほぼこれに見合って分割して行われる場合には、いわば部分的に収益が確定することになるので、旧通達2-1-17のただし書において、その開示をした都度、これに見合って支払を受けるべき金額を収益に計上し、当初に全体の金額を未収計上しないという取扱いを設けていた。
- 4 本通達は、収益認識基準の導入前の公正な会計慣行を踏まえた旧通達2-1-17の取扱いを実質的に存続することとしたものである。

すなわち、ノウハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金に係る収益の額は、当該ノウハウの開示を完了した日の属する事業年度の益金の額に算入することとしている。

ここで、返金が不要な支払を除くこととしているが、支払を受ける一時金又は頭金が返金不要なものであれば、別の取扱い（基通2-1-40の2）により、原則として取引開始

時の収益に計上することとなる。また、法人税基本通達 2-1-21 の 2 及び 2-1-21 の 3 《履行義務が一定の期間にわたり充足されるものに係る収益の帰属の時期等》にかかわらずとしているのは、本通達を適用する場合にはこれらの取扱いに優先するということである。

- 5 本通達のただし書においては、法人税基本通達 2-1-1 の 6 の本文《ノウハウの頭金等の収益の計上の単位》の取扱いに従って、ノウハウの開示が 2 回以上にわたって分割して行われ、かつ、その設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の支払がほぼこれに見合って分割して行われることとなっている場合に、その開示をした部分に区分した単位ごとにその収益の額を計上するときは、その開示をした都度これに見合って支払を受けるべき金額をその開示をした日の属する事業年度の益金の額に算入することとしている。
- 6 本通達の(注) 1 では、法人税基本通達 2-1-1 の 6 (注) 1 の取扱いに従って、ノウハウの設定契約に際して支払を受ける一時金又は頭金の額がノウハウの開示のために現地に派遣する技術者等の数及び滞在期間の日数等により算定され、かつ、一定の期間ごとにその金額を確定させて支払を受けることとなっている場合に、その期間に係る部分に区分した単位ごとにその収益の額を計上するときは、その一時金又は頭金の支払を受けるべき金額が確定する都度その確定した金額をその確定した日の属する事業年度の益金の額に算入することとしている。
- 7 本通達の(注) 2 では、法人税基本通達 2-1-1 の 6 (注) 2 の取扱いに従って、ノウハウの設定契約の締結に先立って、相手方に契約締結の選択権を付与する場合に、その選択権の提供を当該ノウハウの設定とは別の取引の単位としてその収益の額を計上するときは、相手方に契約締結の選択権を付与するために支払を受けるいわゆるオプション料の額については、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入することとしている。
- 8 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2-1-33 の 3）を定めている。